

報告第2号

事故繰越しの報告について（令和6年度埼玉県和光市一般会計）

令和6年度埼玉県和光市一般会計において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和7年6月5日提出

和光市長 柴崎 光子



令和6年度 埼玉県和光市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一 般 財 源	
									国県 支出金	地方債	その他		
3 民生費	3 生活保護費	生活保護 (生活保護費不正受給 に伴う刑事告訴業務委 託)	円 384,400	円 384,400	円	円 384,400	円	円	円	円	円 384,400	当該委託は、告訴状 が受理された後に報 酬金を支払う必要が あるが、告訴状の作 成に時間を要したこと から、令和5年度から 令和6年度に繰越明 許費の繰越しをした。 令和6年5月に告訴 状を提出したが、受 理には至っておら ず、年度内の業務完 了ができなかったこと から、事故繰越しを するもの。	